

岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の基幹産業である製造業の省エネルギー化及び脱炭素化に向けた設備投資等を支援し、エネルギーコストの削減による経営の安定化及び本市のカーボンニュートラルを強力に推進するため、当該設備投資等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に定める大分類「製造業」を主たる事業として営むものをいう。
- (2) 工場 営業又は事業のため物品の製造若しくは加工又は印刷の目的に使用するために設置された施設及びそれらに附帯して設置された建築物又は構築物をいう。
- (3) 研究所等 先端的技術分野の研究を主として行う民間研究所又は開発型企業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社、主たる工場又は研究所等の施設を有し、市税の滞納がない中小企業者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 再生可能エネルギーの活用（エネルギーの全部又は一部を自ら消費（以下「自家消費」という。）するためのものに限る。）又は活用の拡大に向けた再生可能エネルギー発電設備（附属設備及び蓄電池を含む。）の新設又は増設事業。ただし、当該設備の更新又は蓄電池のみの設置は、対象外とする。

- (2) 工場又は研究所等のLED照明設備への切替事業（工事費を伴う事業に限る。）
- (3) 工場又は研究所等の空調・換気設備、冷凍・冷蔵設備、恒温設備、熱電併給設備、電気制御設備、加熱設備等の設備（以下「ユーティリティ設備」という。）又は生産設備その他製造業の事業活動に必要な設備（以下「生産設備」という。）で、次のいずれかに該当する設備の更新事業

ア 国が令和7年度補正予算で実施する省エネルギー投資促進支援事業Ⅲ設備単位型の補助対象設備

イ 長野県が令和7年度補正予算で実施するエネルギーコスト削減促進事業の補助対象設備

ウ 更新後の設備が更新前の設備に対して省エネルギー率を10%以上見込むことができる設備

- (4) 工場内で利用する車両の更新事業（既存車両を電動又は燃料電池車両に更新するものに限る。）
- (5) 工場又は研究所等の断熱ガラス又は断熱サッシへの切替又は更新事業
- (6) 工場又は研究所等の屋根又は壁への耐熱又は断熱塗装事業
- (7) その他市長が特に必要と認めた事業

2 前項の事業は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものは、この限りでない。

- (1) 市内の本社、主たる工場又は研究所等で実施するものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) リース契約又はレンタル契約によるものでないこと。ただし、前項第3号の事業は、リース契約によることができる。
- (4) 国又は県から補助金の交付を受けた事業又は受ける予定の事業でないこと。
- (5) 更新後の設備が更新前の設備に対して温室効果ガスの排出量が1年当たり4%以上削減される見込みがあること（前項第2号から第4号までの事業に限る。）。
- (6) 市内事業者の施工によるものであること（前項第2号、第3号（ユーティリティ設備に限る。）、第5号及び第6号の事業に限る。）。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。
- (7) 令和9年2月末日までに第9条の実績報告書等を提出することができる事業であること。

(補助対象経費、補助率及び限度額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率及び限度額
前条第1項各号に掲げる事業の実施に要する経費のうち、設備の設置等に係る次に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、除く。 (1) 購入費 (2) リース費（申請年度内の費用に限る。） (3) 運搬費 (4) 据付工事費 (5) 設計費 (6) 委託料 (7) システム導入費 (8) クラウド利用料（申請年度内の費用に限る。） (9) 技術指導の受入れに要する経費 (10) その他事業遂行のために市長が必要と認める経費	補助対象経費の2分の1以内（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、150万円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金事業計画書（様式第2号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書及び補助対象設備に係るカタログ等の写し
- (4) 発電されたエネルギーが自家消費されることが分かる書類及び再生可能エネルギーの活用状況が分かる書類（第4条第1項第1号の事業に限る。）
- (5) エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の算出が分かる書類（第4条第1項第2号から第4号までの事業に限る。）

- (6) 設備等を設置する場所又は施工箇所（既存の設備等の状況を含む。）の現況写真
- (7) 法人にあっては、定款及び直近の決算書の写し（法人以外の者にあっては、これらに相当する書類）
- (8) 市税の納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、1者1回に限るものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、内容を確認し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金交付決定書（様式第3号）により通知する。

（事業の中止等）

第8条 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告し、その承認を得るものとする。

2 前項の規定による報告は、岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金中止等承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

（実績報告）

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告書等の書類の提出を受けたときは、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査等を行い、適当と認めるときは、岡谷市中小製造業省エネ・脱炭素促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 第8条の規定により補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金がある場合において、期限を定めて、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(規則の準用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(有効期限)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。